

訪問看護ステーション 優つばめ

運営規程

（業務の目的）

第1条 訪問看護ステーション優つばめ（以下「ステーション」という。）の人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図ると共に、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が提供できるよう努めなければならない。
- ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
 - ステーションは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護をおこなうものとし、第三者の委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 名 称 訪問看護ステーション優つばめ
- 所在地 鹿児島市下伊敷1丁目31番1号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 管理者 看護師 1名（看護師兼務）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 看護職員 看護師 2.5名以上（内1名は管理者兼務）
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 理学療法士、作業療法士又は言語療法士 無
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日は次のとおりとし、就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は月～土曜日、祝日稼働、(8/14～8/15、12/31～1/3)を除いた日とする。

(2) 営業時間は8時20分から17時10分までとする。

常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備し、営業時間外はオンコール体制をとり、必要時は緊急サービスを提供する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画にさだめるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護〔介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う訪問看護〔介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 精神科訪問看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護〔介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 ステーションは、基本料金として介護保険等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領の場合は介護保険負担割合証に定める割合の額とする。但し支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

ステーションは、基本料金の他、以下の場合はその他の利用者として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合は、実施地域を超えた地点から訪問先までの交通費は実費とし、自動車を使用した場合は1キロメートルあたり10円とする。

(通常業務を実施する地域)

第11条 ステーションが通常業務を行う地域は、鹿児島市とする。

(事故処理)

第12条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設けた、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後2ヶ月以内の初任研修

(2) 年2回以上の業務研修

2 秘密の保持

(1) 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(2) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容及びする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

尚、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は5年間、診療録は5年間保管とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は訪問看護ステーション優つばめの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（相談・苦情対応）

ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

苦情申立の窓口

当事業所、当法人、その他、区や国保連に設置された苦情相談窓口にご相談下さい。

機関名	部署等名称	連絡先	住所・受付時間
鹿児島市役所 健康福祉局	介護保険課 給付係	TEL:099-216-1277 FAX:099-219-4559	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康 保険団体連合会	介護保険課 介護相談	TEL:099-213-5122 FAX:099-213-0817	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県 社会福祉協議会事務局	長寿社会推進部福祉サービス 運営適正化委員会	TEL:099-286-2200 FAX:099-257-5707	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 受付時間 9:00～16:00

訪問看護ステーションに設置された苦情相談対応窓口

事業所管理者：小林 栄治 看護師：木村 真由美

代表 電話： 099-295-6814 緊急携帯電話：080-8364-9318

ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。（管理者変更に伴い一部修正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（電話番号変更に伴い一部修正）